報 告　11 月 5 日 福井県への申し入れ　乾式貯蔵施設の建設反対等を求めて

乾式貯蔵施設の設工認、中間貯蔵施設、再処理工場の遅れについて県として具体的に把握せず、検証もなく、まったく無責任

むつ搬出500トン分のプールの空き：「関電から空いた分は使わないとは聞いていない」

9 月 29 日に提出していた乾式貯蔵施設の建設に反対する質問・要望書について、面談は 11 月 5 日となりました。避難計画を案ずる関西連絡会との面談、それに続いて福井県民会議との面談で、それぞれ約 50 分。対応は県の原子力安全対策課の課長はじめ 3 名の職員。市民の参加者は、関西から 4 名、福井から 9 名の合計 13 名でした。



全体として、乾式貯蔵施設の設工認、中間貯蔵の状況、再処理工場の遅延の状況について、県として具体的に把握もしておらず、検証することもなく、無責任な姿勢でした。参加者からは「誰が福井を守るのか」「地元は不安になる」との意見が出されるほどでした。

避難関西の申し入れ内容について内容を紹介します。2 団体の質問・要望書は下記にあります。

避難計画を案ずる関西連絡会の質問・要望書（追加資料入り）　https://x.gd/geLR2j
原子力発電に反対する福井県民会議の質問・要望書　https://x.gd/ftz2w6

１．乾式貯蔵施設の設工認に「県は関係ない」。「設工認の計画とキャスク搬入計画は別」

関電は 8 月 31 日に国に高浜原発 1 期分と美浜原発の乾式貯蔵施設の設工認（工事計画）を申請しました。その中では、キャスクの据付を 2028 年度末から開始し、2029 年度中に完了する工事計画となっています。

しかし、福井県が建設同意を表明した 8 月 28 日の資料では、関電に以下を求めています。

> 2（2）乾式貯蔵施設の貯蔵量は、中間貯蔵施設へ確実に搬出できる量とし、中間貯蔵施設の受入れ可能量を超えないように管理すること　（下線は引用者）

これは、中間貯蔵施設の規模等が確定しない限り、乾式貯蔵施設への使用済核燃料の搬入は認めないということです。この点については、申し入れでも県は認めました。

関電の中間貯蔵施設は何も決まっていないため、設工認申請でキャスク据付時期等を明記しているのは、県との約束に反するのではないかと問いました。すると県は、設工認については「関電から詳しい説明は受けていない」「県は関係ない」「関電と国の問題」。「設工認の計画とキャスク搬入計画は別」と答えました。関電に設工認の内容を確認するよう求めても、「設工認は報告を受けることになっていない」として、国に提出されている工事計画に県は関係がないという姿勢です。これでは、「中間貯蔵施設へ確実に搬出できる量」の確認はできません。そもそも、中間貯蔵施設が決まっていないのですから、県は関電に工事計画の撤回を求めるべきです。

▼また、9 月県議会で野党議員から意見が出ていたキャスク搬入の判断について県は、「立地町及び県議会の意見は重要」と述べ、議会答弁を認めていました。

▼設工認の認可がおりていないにも関わらず、関電が 10 月から一部工事を開始しているのは問

題だと問いました。当初は「直接関係ない工事のようだ」と答えていましたが、市民から「頑丈な岩盤まで掘り進めた上でコンクリート打設を行う」等も実施している、女川原発では認可が下りないので工事できないと東北電力社長が述べていることを指摘されると、「関電に聞きます。女川の状況も確認する」とのことでした。

▼12 月で運転開始から 50 年となる老朽美浜 3 号では、5 月・9 月と事故が頻発していました。これについては「適切な点検ができていれば事故は防げた。今後、点検内容等について議論すると」との回答でした。また、設工認で美浜のキャスク設置は 5 基、高浜 1 期分は 3 基と少なくなっていることについては、「関電との事務的な話の中で、キャスク製造の都合だと聞いている」との簡単な紹介だけでした。

１週間ほど前に福島原発事故の現地フィールドワークに参加した市民からは、「原発事故によって町はすっかり様変わりしていた。以前の生活を取り戻すことはできない。事故を繰り返さないために、老朽原発の運転延長はやめてほしい」と話されました。

２．六ヶ所再処理工場の審査遅れの状況なども把握せず

関電のロードマップに関係する六ヶ所再処理工場について、今年度末のしゅん工（完成）はほとんど無理となっており、ロードマップは破綻しているため、乾式貯蔵施設の工事は実施すべきではないと求めました。

県は一般的に「六ヶ所の状況は把握している」と述べていました。しかし、県が建設了解をした 8 月末以降、さらに再処理工場の審査は遅れていると話すと、「遅れているのですか」と状況をまったく把握していない様子でした。10 月の審査会合では、補正申請のための説明書の作成が遅れており、ガラス固化については、全量から「ごくわずか」に変えようとしていることなどを紹介し、再処理工場の状況について、具体的に把握し、県議会や住民に説明すべきと求めました。

３．「中間貯蔵の個別地点について申し上げることはない」

▼乾式貯蔵施設で保管した後は、中間貯蔵施設に搬出することになっています。しかし、肝心の中間貯蔵施設は何も決まっていません。関電は 2030 年頃に操業を開始すると言っていますが、計画地点も明らかにしていません。上関町での乾式貯蔵施設について、中国電力は施設の規模も明らかにしておらず、最近では「関電と組むのかも未定」と話しています。このような状況について指摘しても「個別地点について申し上げることはない」「関電は 2030 年に操業すると言っている」と繰り返すだけでした。ここでも、現状を把握しようとしていません。立地地元からの参加者は「中間貯蔵も決まっていないのに乾式貯蔵施設が作られれば、地元に核のごみが居座ることになり、多くの人が心配している」と切々と語りました。

▼青森県むつ市の中間貯蔵施設の共同利用（事業者間連携）で、関電は 500 トンをむつに搬出する予定を述べています。共同利用については、青森県知事が反対しているにも関わらず、福井県は「申し上げることはない」とだけ繰り返します。ただ、むつに搬出した 500 トン分のプールの空きについて、乾式貯蔵施設とは異なるため、関電から「空いた分は使わないとは聞いていない」と述べました。すなわち、むつに搬出すれば、その分使用済核燃料の貯蔵量を確保でき、原発の運転を継続できるという趣旨のようです。むつ搬出は、関電救済で原発の延命のためです。

今回の申し入れ内容について、福井県の無責任な姿勢を県議や住民に知らせ、乾式貯蔵施設の建設にも、むつへの搬出にも反対していきましょう。

2026.11.6　避難計画を案ずる関西連絡会　参加者一同